ホ　業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ　標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第六十条第二項第二号、第百六十条第二項第二号及び第二百三十条第一項（自己資本比率告示百六条、第百八条及び第百十七条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト　内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百三十四条第三項及び第五項並びに第百四十八条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1)　事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのＰＤの推計値、ＬＧＤの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のＥＡＤの推計値及びオフ・バランス資産項目のＥＡＤの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2)　ＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する株式等エクスポージャー　債務者格付ごとのＰＤの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3)　居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次の(i)又は(ii)のいずれかの事項

(i)　プール単位でのＰＤの推計値、ＬＧＤの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のＥＡＤの推計値、オフ・バランス資産項目のＥＡＤの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii)　適切な数のＥＬ区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、ＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、ＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比